

第25回 道州制検討部会

平成27年12月3日(木)広島市において「第25回道州制検討部会」を開催した。

当日は、伊藤副主査をはじめとする17名が出席。昨年5月、提言書「地方分権型道州制のあり方について」を取りまとめた広島県から、総務局地方分権推進課長胡家亮一氏をお招きし、「地方創生と地方分権型道州制について」をテーマにご講演いただき、意見交換を行った。



【講演要旨】



「地方創生と地方分権型 道州制について」

広島県総務局
地方分権推進課長
胡家 亮一 氏

■現状の課題

①「人口減少時代の到来」

日本全体の人口は今後、2020年代初め頃は毎年60万人程度の減少だが、2040年代頃には年100万人程度の減少まで拡大する。地方は若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」の両方により、都市部に比べ、一層早い時期から人口減少が始まる。また、経済に与える影響として、人口減少と高齢化が同時に進行する結果、総人口の減少以上に経済規模が縮小し、一人当たりの国民所得が低下する恐れがあるということが課題として提起されている。

②「東京圏への人口一極集中」

東京圏には過度に人口が集中。今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高く、地方に比べて低い出生率の東京圏に若い世代が集中することにより、日本全体として人口減少が加速する。

③「国と地方の役割分担の最適化」

地方行政への関与も含め、国の役割が膨大であり、国が本来取り組むべき課題への集中的な対応が困難。一方、地方においては、地方が創意工夫しながら自らの発想で特色のある独自の策を講じるための権限・財源が極めて乏しいということが一つの課題。

④「国と地方における財政上の課題」

国・地方全体の長期債務残高は、既に1,000兆円を超過。広島県の歳出総額においては、国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割を占めており、裁量を効かせて自由に使える部分は一般財源ベースで約1割強しかない。こうした状況下で、地方が自主的・主体的に取り組むことは困難である。

■地方創生をめぐる取組みの現状

①総合戦略推進のための国の財政支援策の状況

新型交付金に係る平成28年度予算の要求・要望額は1,080億円。総合戦略は5年間の計画であり、5年間を見据えて施策展開が図られるよう継続的・安定的に確保できる交付金とし、自由度の高い弾力的な交付金であることが必要。

②地方分権改革に係る取組みの現状

地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を募集し、実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年度から導入されたが、平成26年度に検討の俎上に載ったのが866件、提案の趣旨を踏まえて対応するという前向きな回答があったのが495件であった。ただ、中身を見ると国から地方へ権限移譲について提案のあった75項目について実現したのは22件。

■課題解決に向けた方向性

①「新たな成長モデルの構築」

国全体が人口減少していくなかで経済成長していくためには、単純に考えると一人当たりの生産性を高めていく必要がある。多様性を一つの起爆剤にしてわが国の持続的な発展に繋げていく

新しい成長モデルが必要。

②「国と地方の役割分担の抜本的な見直し」

国が最低限担うべき役割以外の役割は地方へ大幅に移譲し、国は本来取り組むべき課題（外交、防衛、マクロ経済、大規模災害対応など）への集中的な対応を可能とする。自立した行政の権限を備えた地方は、自らの発想と創意工夫により、魅力ある地域づくりに効果的に取り組むことが可能になる。

③「国と地方の財政支出の適正化」

国の権限・財源を地方へ大幅に移譲することにより、国の予算を管理可能な規模に適正化する。住民に身近な行政は、地方が担うことによる住民のチェック機能の発揮により、財政支出の適正化が図れる。

以上3点を踏まえ、国と地方が総力をあげて「人口減少克服・地方創生」に取り組むことが必要であり、そのためには更なる地方分権改革に取り組むことが不可欠。将来的には、「地方分権型道州制」への移行を目指すことが必要と考える。

■「地方分権型道州制」の導入目的

地方分権型道州制は、国全体の活力と競争力を生み出すことや、国と地方双方の政府機能を強化し、国民の期待に応えることなどを目的に導入するものである。決して地方だけの話ではなく、国の政府機能もこれによって強化されるという視点で進めていく必要がある。

■地方分権型道州制の効果

地方分権型道州制は、国において本来取り組むべき課題（外交、防衛、マクロ経済、年金、大規模災害など）への集中的な対応、地方においては地域の実情や、地域住民のニーズに応える行政の実現による住民の利便性の向上、国と地方の財政支出の適正化、大規模災害時の国家機能不全などのリスクの分散などの効果が期待される。

■地方分権型道州制における事務・権限の移譲による効果と課題

①「国から道州への事務・権限の移譲による効果と課題」

道州において、地域の実情や住民ニーズを踏ま

えながら魅力ある地域づくりに向けた取り組みを進めることが可能となる一方で、地方が自己完結的に事務を実施することとなるため、道州間の調整、連携のための新たな仕組みが必要。

②「都道府県から基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲による効果と課題」

基礎自治体において、住民生活に密着した事務を総合的に進めることが可能となる一方で、都道府県から基礎自治体（市町村）へ移譲する事務・権限のうち、基礎自治体（市町村）単独での処理が困難なものがある場合、基本的には、基礎自治体（市町村）間の広域連携、道州による補完などの仕組みも必要。都道府県から基礎自治体（市町村）への事務・権限の移譲に伴う連携・補完の仕組みとして事務の代替執行や連携協約などが地方自治法の改正で新たに設けられており、基礎自治体（市町村）の機能を維持していく解決策が求められている。

■地方の役割に応じた税財源の移譲と権限強化

地方分権型道州制は、税制を抜本的に見直し、国と地方の役割に見合った財源を確保できるよう税源を最適配分する（国から地方へ大幅に移譲すること、地方が主体的に運営できるよう、財政調整制度を構築すること、地方が多様性、独自性を発揮するため、地方の課税自主権の拡大・強化を図ること、などが必要である。

■「地方分権型道州制」の実現に向けた今後の取り組み

地方分権改革に関する提案募集制度などの活用による、国からの事務・権限の移譲を図るとともに、地方分権型道州制の実現に向けた機運を醸成するため、県民・国民の理解促進に向けた情報発信などの取り組みを推進し、県民の方にもご理解いただく努力を継続していく必要があると考えている。

（担当：田中）